

太田市告示第 79 号

土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 11 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年太田市告示第 10 号で形質変更時要届出区域に指定した区域について、同条第 2 項の規定に基づきその指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項及び土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 47 条の規定に基づき告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

太田市長 穂 積 昌 信

1 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

太田市西新町 127 番 1 の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた措置等

- ①汚染土の掘削除去
- ②健全土による埋戻し
- ③地下水検査